

【カードローンカード規定】

1. カードの発行

カードローンカード(以下「ローンカード」という)は、カードローン契約(以下「ローン契約」という)に基づいて株式会社宮崎太陽銀行(以下「銀行」という)が発行するものとします。

2. カードの利用

「ローンカード」は、銀行の現金自動支払機(CD)および現金自動預入支払機(ATM)(以下両者を総称して「自動機」という)を利用してカードローンの貸越を受ける場合(以下貸越を受けることを単に「払戻」という)に利用することができます。

3. 自動機による払戻

①自動機を利用して払い戻すときは、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタン(またはディスプレイ画面)により操作して下さい。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

②自動機による払戻金額は銀行が定めた範囲内とします。

4. 自動機故障時等の取扱い

①停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、銀行が定めた金額を上限として銀行本支店窓口でローンカードにより払戻することができます。

②前項による払戻しを受ける場合には、銀行所定の払戻請求書に氏名、金額及び届出の暗証番号を記入のうえ、ローンカードとともに提出して下さい。

5. カードの紛失、届出事項の変更等

①ローンカードを紛失したときまたは氏名、暗証番号その他の届出事項に変更あったときは、直ちに書面によって届出て下さい。

②ローンカードを紛失した場合のローンカード再発行については銀行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

6. 暗証番号等

①自動機によりローンカードを確認し、自動機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ払い戻した場合には、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。

②窓口においてローンカードを確認し、払戻請求書に記入された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、払戻した場合にも前項と同様とします。

7. 解約等

①カードローンを解約する場合にはローンカードを銀行に返却して下さい。

②ローンカードの改ざん、不正使用など銀行がローンカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、銀行からの請求がありしだい直ちにローンカードを銀行に返却して下さい。

8. 譲渡、質入れの禁止

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

以 上